

岩手県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------|-----------------------|------------|
| リリーフ薬局 | 釜石市鶴住居町第5地割29番地4 | 平成26年9月1日 |
| アイン薬局大通中央店 | 奥州市江刺区大通り5番8号 | 平成26年10月1日 |
| 西和賀すみれ薬局 | 和賀郡西和賀町沢内字大野13地割3番地22 | 〃 |